

会 議 錄

会議の名称	第4回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会
開催日時	令和4年7月11日（月） 開会：13時30分・閉会：16時06分
開催場所	行田市総合福祉会館2階第3研修室
出席者（委員） 氏名	児嶋委員、岡田委員、桐ヶ谷委員、木村委員、平岩委員、 関口委員、鎌倉委員、小巻委員、栗原委員、田中委員、 田村委員、渡辺委員
欠席者（委員） 氏名	佐々木委員、小山委員、鈴木委員
事務局	健康福祉部福祉課（松浦部長、藤倉課長、増田主幹、須賀主査）
会議内容	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>（1）条例（素案）の修正について</p> <p>（2）条例（案）の名称確認について</p> <p>（3）今後のスケジュール及び市民意見募集について</p> <p>4 その他</p> <p>・次回会議日程について</p> <p>5 閉会</p>
会議資料	<p>次第</p> <p>資料1 第1回～第3回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会での確認事項</p> <p>資料2 条例（素案）の検討委員会委員修正確認について</p> <p>資料3 （仮称）行田市障がい者差別解消推進条例 素案</p> <p>資料4 相談及び紛争の防止等のための体制について（案）</p> <p>資料5 条例の名称（案）について</p> <p>資料6 今後のスケジュールについて（案）</p>

	資料7 (仮称) 行田市障がい者差別解消条例検討委員会設置 要綱	
その他必要事項		
会の 議 確 録 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 署 名
	令和5年1月24日	児嶋芳郎

発言者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局 児嶋委員長	<p>(開会)</p> <p>定刻になったので、第4回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会を開会する。</p> <p>本日の検討委員会は、委員15名のうち、佐々木委員・小山委員・鈴木委員が欠席とのご連絡をいただいている。</p> <p>委員15名中12名の出席により委員の過半数を満たしていることを報告する。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>本日の「資料1」「資料2」については、これまでの検討委員会での検討内容を整理し、「資料3（条例素案）」を作成する際の参考としたものであり、この検討委員会の条例の方針を決定しているものではないことを申し添える。</p> <p>検討委員会は、条例（案）について十分な審議を行うために、様々なお立場の委員から、会議という開かれた場で発言いただき、各委員間相互のやりとりのもと、その内容や方針等について、委員会として承認いただく場である。</p> <p>本日の検討委員会においても、「検討のポイント」等でお示した論点を中心に、委員の皆さんから忌憚のない意見をお願いする。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>本日は条例（素案）の審議について皆さんから忌憚のない活発な意見をお願いする。</p> <p>民主主義の基本は話し合いであり、しっかりと議論を尽くす</p>

	<p>ことがポイントとなる。この場では徹底して皆さんのお意見を頂戴し、皆さんの総意のもと、条例（案）を作り上げていくという過程を大切にしていきたい。</p> <p>声の大きいもので条例（案）を作っていくのではなく、一人一人の小さな声にも耳を傾け、条例（案）を作っていく方針を貫いていきたい。</p> <p>条例が制定された後、人権が守られる方たちは声を上げにくい、また、小さい声の方となるが、その声をしっかりと拾っていけるような条例に向けた審議ができればと思う。</p> <p>皆さんの忌憚のない意見を寄せていただき、審議をお願いしたい。</p>
	(議事)
事務局	本日の議事に移らせていただく。議事の進行は、（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会設置要綱第6条に基づき、本検討委員会の委員長である、児嶋委員長にお願いする。
児嶋委員長	はじめに、本日の委員会の公開方法に関して、申し合わせをしておきたい。事務局から説明をお願いする。
事務局	本日の委員会は、原則公開とする。
児嶋委員長	原則公開ということだが、意見はあるか。
委員	(意見なし)
児嶋委員長	それでは、原則公開として取り扱うこととする。

	議事（1）条例（素案）の修正について
児嶋委員長	議事（1）について、事務局より説明をお願いする。
事務局	(資料1～資料4に基づき説明)
木村委員	<p>前文について、「思いやる」という表現は、「障がい者はかわいそうだ」と捉えられるため不適切だ。また、どこかに「社会モデル」という言葉を入れてほしい。</p> <p>第2条（定義）について、（4）に、直接差別、間接差別、関連差別、複合差別の定義を入れるべきである。第8条にも関わるが、事務局は、上位法に規定されていないことを理由の1つに実効性のある禁止規定を設けることが困難としているが、障害者差別解消法の附帯決議において、地方公共団体による上乗せ・横出し条例の制定を妨げるものではないとされている。他市の条例にも入っている。</p> <p>また、田中委員・栗原委員に質問だが、第17条（教育）について、インクルーシブ教育やインクルーシブ教育システムは必要か。</p>
児嶋委員長	<p>ご意見を確認したい。</p> <p>前文について、「思いやる」は、障がいのある人との上下関係を生んでしまうというご意見。それと「社会モデル」という言葉を入れるべきというご意見。</p> <p>第2条（4）について、直接差別、間接差別、関連差別、複合差別を入れて、それぞれ定義づけすべきだという意見。</p> <p>これらを第8条にも具体的に入るべきというご意見。</p> <p>第17条（教育）について、田中委員、栗原委員の意見をいただきたいということでおろしいか。</p>

栗原委員	第17条（教育）について、「インクルーシブ教育」は、個人的には入れていいと思う。ただし、学校教育のよりどころとする学習指導要領には、人権という事項はあるが、障がい者差別などの個々の細かい差別的事項は明記されていない。行田市校長会を代表して来ているので校長会に持ち帰り確認する必要もあり、市の教育委員会とも確認をしていかなければならないと思う。
田中委員	「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム」は異なるものと考えている。文部科学省では、「これからは特別支援教育が推進されるべき」という意見があり、「共生社会形成にむけたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という考え方がある。「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム」という言葉をきちんと理解して条文に入れた方がいい。ただ、文章のとらえ方として、どの立場の人も誤解がなく理解してもらいたい。
児嶋委員長	木村委員よろしいか。
木村委員	はい
児嶋委員長	「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム」は、「システム」がついているだけであって混同するかもしれないけれども、実は示すものが異なっている。「システム」は仕組みであって、そこできちんと学べていなかったら意味がない。「システム」を外した方がより実態に近づくのではという意見だったと思うがよろしいか。
田中委員	全体的な見地から行くと「インクルーシブ教育」を進めた方

	がいいが、日本の場合は、「インクルーシブ教育システム」を導入している。包括教育をすすめるのが障害者権利条約であるが、日本は「インクルーシブ教育システム」という独特な既存のシステム、特別支援学級だとか、今ある既存のシステムでできる限り学ぶ機会をつくりましょうというのが日本のやり方なので、そのあたりがこの条文を読んだときにわかればいいが、専門的に取り扱っているものとしては危惧するところではあるので指摘させていただいた。
児嶋委員長	具体的にどのように修正していくのがいいかお話をいただけたらと思う。
田中委員	すぐにはでてこないが、自分の意見はそのようなものだ。
栗原委員	第13条にしろ、第17条にしろ、障がいのある方に対して必要な施策を推進するものとするとある。そして、現状、学校は実施している。市の条文であるから教育委員会の確認をお願いしたい。委員からの意見を踏まえ、教育委員会に事務局で確認をおねがいしたい。
事務局	改めて教育委員会に確認させていただく。
児嶋委員長	今回の会議で論点をまとめあらためて事務局にて確認をお願いする。ほかに委員からの意見はあるか。
桐ヶ谷委員	今までの検討委員会の内容もあるが、具体的な文言になってきたことについて、悩むところはある。慎重に読み込んでいきたい。日頃施設の中で働いている立場としていろいろな話は入

	てくる。市の条例ということにあると、広い視点からの意見が求められる。具体的に引き続き文言を慎重に読み込んでいきたい。
関口委員	条文については、文言は大切なものの、一文字異なるだけで変わってしまうところもある。きちんとした内容とするため、中身を精査する時間があればよかったです。
児嶋委員長	資料確認などの今後の流れについては、のちほど改めて事務局よりお願いします。
平岩委員	なるべくわかりやすい表現としてほしい。教育の部分は細かくわかりやすいようにする。幼稚園から小学校など、親からもわかるような文言にしていかないといけない部分はある。
児嶋委員長	わかりやすいというところでは、逐条解説を用意する必要がある。
事務局	逐条解説や事例集の内容については、今後、検討委員会での意見もうかがえるよう準備を進めていきたい。
児嶋委員長	検討委員会の場でも逐条解説などの検討をすすめていくということで、条例の部分で難しいところは、逐条解説で説明していくながら、差別事例についても事例集も検討委員会でつくらせていただくというプロセスを整えていきたい。その後も改定していくというところもきちんと明記していく。

小巻委員	<p>事業者の代表、商工会議所の一員としてこの場に来ている。</p> <p>条例ができたときの周知が一番大事であると考えている。</p> <p>事業者にどのように周知されて、行田という地域に理解され、すすんでいくのかというのが一番大事なところだと考えている。言葉の大切さや、解釈の問題もあり、経済活動を行っていきながら、市民の皆さん的生活に一番関わってくる。</p> <p>行田市にある事業所、約3千の事業所がある。うち50%が商工会議所にも加盟をしているが、周知方法が課題ではないかと考えている。</p>
栗原委員	<p>条例ということで大変難しいところではあるが、市として条例があり、国の法律や県の条例とかあるわけだが、市民は一番最初に条例をみて、その下に規則等があるわけだが、例えば第2条（4）、第8条の文言の中に、抽象な文言にすると長くなるし、具体的に表記し過ぎてもそれにしばられる心配がある。</p> <p>第8条のところで「教育、雇用をはじめ・・・」とあるが、もう少しキーワードを増やせないか。市民の目線からわかりやすいものが入れられる文言があればお願いしたい。</p>
田中委員	<p>様々な立場の方が参加しているので、引き続き言葉にこだわって作っていただけたらと思っている。</p> <p>文部科学省等の根拠も背景に参考にしていきたいと考えている。</p>
田村委員	<p>第8条（不当な差別的取扱いの禁止）について、事務局の案として「差別の対象が限定的となってしまう」というのもあるが、「【資料2】条例（素案）の検討委員会委員修正確認につ</p>

	<p>いて」の5頁、第8条にある2～8についても切実な問題でもある。福祉関係の仕事をしていて、障がいを持つということは大変であることは認識しているが、出すべきかどうかわからぬいが、具体的にないとわかりづらいので必要かなとも思う。</p>
渡辺委員	<p>市民公募として参加しているが、障がいのある・なしに関わらず、お互いに支え合う行田になればいいという想いで参加している。インクルーシブな社会、支えあう社会を作りたいと思っている。</p> <p>木村委員から指摘のあった前文について、「思いやる」「社会モデル」ということについて事務局の今の考え方を教えていただきたい。</p> <p>第2条（4）には限らないけれども、上位法はあるが、行田市の条例となりますので、行田モデルとして全体を考えてほしいと思う。</p> <p>第7条と障がい者計画との関係について、「行田市障がい者計画」というのは、第4期計画は「平成30年から令和5年」となり、3年ごとに見直しすることから平成30年から令和2年を第5期、令和3年から令和5年を第6期となっている。令和5年に見直しがあると思うが、その時は、次期計画について、わかりやすいタイトル、「障がい福祉推進計画」とかとしていただければと思う。</p> <p>また、雑則の第19条について、施行に関する規則なのか。あまり具体的な文言をいれるのはどうかと思うが、わかりやすいのであれば賛成。</p>
児嶋委員長	条例があり、規則など具体化していくと思うが、規則について

	てはどのようにすすめていくのか。規則の原案はどこで示していくのか。
事務局	規則の内容については、今後、検討してまいりたい。
児嶋委員長	規則について、手続き上の問題や用語の定義などがあるのであれば示していただくのは必要かなと思う。
木村委員	第14条（勧告及び公表の措置）について、まずは、条例を市民に知ってもらうことが大切だと思う。条例の公布から10月に施行されるまでに半年あるが、第14条だけさらに半年間後ろにしてはどうか。まずは、条例を知ってもらう必要がある。
児嶋委員長	周知する猶予については、附帯決議に示すのが一般的かなと思う。14条だけ施行を遅らせるのはありなのか。検討してください。周知に時間を要するところである。条文の各文言を丁寧にする必要があることから、改めて事務局にお願いしたい。
事務局	承諾した。
児嶋委員長	今回の資料については、委員の皆さんに十分に検討する時間が必要だということがひとつ。また、文言を一つ一つ丁寧に確認する必要があることがひとつ。以上については改めて後程事務局より説明をお願いする。 具体的なところでは、前文の「思いやる」という表現と「社会モデル」という文言をいれるというところ。「社会モデル」をそのまま入れてしまうと難しい文言となるがところが難しいが、3段目のところあたりに「社会モデル」を理解していただ

	<p>く文言をわかりやすいようを検討してほしい。</p> <p>「思いやる」という表現も、共生社会をうたいながらも上下関係が生まれてしまう言葉となってしまう。</p> <p>第2条（定義）（4）について、事務局の素案と「不利益な」という内容や総括的に表現できるもの、「あらゆる形態の差別」という表現もある。市民の側からするとわかりづらい内容を逐条解説にいれるのか、条例に入れるのか、検討する。改めて皆さんのご意見をいただきたい。</p> <p>第8条については、2～9までの具体的な内容を示していくのか、内容も重複しているようなものもあるので、具体的には精査していく必要があると思う。</p>
関口委員	具体的に記載をすると、逆に「そこになかったではないか」と理解される可能性もある。
児嶋委員長	<p>資料2の5頁の左枠、第8条（不当な差別的取扱いの禁止）（案）について、「2 障がいがあるだけで差別しないこと。」はここに入れるべきであるのか。全体を見てここに入れるのは馴染まないのではないか。</p> <p>「4」「5」はどのように違うのか、「7」は介助犬法で示されているところであるので、条例に出さなくとも法律がある。盲導犬を連れて店に入るのを拒否された場合の申し出があったときは、確実なあっせん事例にはなるが、国の法律がある中でどのように条例として考えるのか。</p> <p>「8」は、2～7には含まれないが、抽象的な要因になるので、具体的にいれるとすれば周知するための具体例とか包括性が両立できる記載がなければという印象。</p>
栗原委員	第8条（3）について、全体的に文言が粗削り。検討しても

	<p>らいたい。また、障がいのあるなしによって学校などへの入学が拒否されることはありえない。前任の学校では肢体不自由の児童を受け入れていた。階段昇降機をつけた。なんとか歩ける肢体不自由の児童も受け入れた。全盲の子も受け入れ職員を配置した。</p> <p>普通学校であれば、教員の数は県費で限られていることから入学を断らざるを得ないこともある。「受け入れを拒否しないこと」となってしまうと厳しい。それぞれの立場で解釈をされてしまうと、「差別はしてはいけない」と思っていても、「安心・安全」のことを考えると、施設の安全面や予算が伴わないと、したくてもできないこともある。文言を検討してもらいたい。</p>
児嶋委員長	「拒否しないこと」というのは「何もかも受け入れろ」ということではなく、「合理的な理由がない場合に拒否しないこと」というような一文にすべきということである。
栗原委員	この場合、読めてしまう。
児嶋委員長	「過重な負担を求めないこと」といっても「過度」とはそれぞれ異なってくるもの。事務局で検討してほしい。
木村委員	「4」は治療を断われること、「5」は強制不妊手術のこと案として提示したものである。
児島委員長	市民がそれぞれどのようにイメージするかである。障がいがあるから拒否されるのは明確な理由があるからで、ここではあまりイメージできないが、例示について具体的に木村委員が事務局に提示していただければと思う。

	これまでの各意見について、委員会として方針を決め、その方針を踏まえて事務局で検討し、改めて示してもらえばと考えるがいかがか。
委員	(はい)
児嶋委員長	前文の「社会モデル」のところは、事務局で文言を考えることでよろしいか。
委員	(はい)
児嶋委員長	それでは、事務局に考えていただくようお願いする。 同じく前文の「思いやる」というところはいかがか。
関口委員	「思いやる」という言葉は、それぞれ個々の感性によって変わってくると思うが、ほかの人からは「思いやりがない」などと感じる場合もあり、抽象的なところもある。
児嶋委員長	例えば、「思いやる」という言葉の代わりに「支えあう」という言葉を入れると、障がいのある人が「支えられる」だけではないという意味にもなる。「互いを理解し」「支え合う」ということは障がいのある人が支えられるという存在ということではない。
児嶋委員長	第2条(4)のところについてはいかがか。直接差別、間接差別、関連差別、複合差別というのは、具体的に出さないとわからないと思うが、ここに入れるのではなく、条例上は「あらゆる形態の差別」などと規定して、逐条解説や事例集などでブ

	ラッシュアップする形式もある。そのように規定する方がすっきりすると思うが木村委員いかがか。
木村委員	逐条解説に書いてあるのは、「解説に書いてある」となつて、一段低くなってしまう危険性がある。
渡辺委員	市民目線といっているが、直接差別は勉強不足で知らなかつた。差別はどんなときにもある。障がいのある・なしに関わらず支えあう社会という目線でいうと、「差別をしてはいけない」という一文があれば、詳細は逐条解説での説明でいいのでは。3年後に見直すところがあれば見直すことをしていただければいいのではないかと思う。
木村委員	「あらゆる形態の差別」について、具体例を事例集等に入れて行けるのか。あるいは、パンフレットの中で広報していくようにしてほしい。
児嶋委員長	逐条解説や事例集などに反映できるよう事務局は考えておいてほしい。また、普及拡大の部分についても検討してほしい。
児嶋委員長	次に、第8条について、具体的に取り上げるのか。「教育、雇用」だけではなく、もう少し具体例を、他に3つ～4つ入れるのはいかがか。医療、消費生活、移動など項目の精査をお願いしたい。ここは逐条解説でも重要なところになってくる。
渡辺委員	例えば、「教育、雇用、経済、医療、公共交通、環境等、あらゆる生活場面において」とした方がわかりやすい。
児嶋委員長	項目をあげると、それを尊重して、逐条解説や事例集でも補

	足できるものになる。 これから進化・発展していく条例であること、今後の事例によりそれを継続して反映していく、進化する条例としていくことで誇れる条例になるのではないかと考えるがいかがか。
関口委員	進化するタイミングが見直しのタイミングとなる。
児嶋委員長	3年後の見直しを条文に明記し、その後も定期的にどのようなタイミングで見直していくのか。より具体的な条例にしていくことを示していければよいと考える。
関口委員	上位法が変わったタイミングもある。
児嶋委員長	しっかりと根拠を持って、逐条解説などを進めていくことでお願いしたい。
木村委員	「居住」のことも入れていただきたい。
児嶋委員長	入れていただければと思う。
児嶋委員長	それでは、ここで確認していただいた内容を、条例（素案）としていきたいがよろしいか。
委員	(はい)
児嶋委員長	第2条（定義）の（9）に「正当な理由」を入れているのはどういうことか。
渡辺委員	入れた理由は何か。他の条例では入っていないのでは。

事務局	障害者差別解消法の基本方針を参考に、「正当な理由」の判断基準として明記させていただいたもの。
児嶋委員長	明記することで、障がいのある方にとってプラスなのか、事業者にとってプラスなのか。
事務局	視点としては、障がい者のためでもあるし、事業者のためでもある。
児嶋委員長	事業者を守る一文であればいらないが、障がいのある方の権利を守るものでもあるのであれば、入れるべき。
児嶋委員長	今回の各意見について、委員会の方針に沿って、事務局は対応をお願いする。
議事（2）条例（案）の名称確認について	
事務局	（資料5に基づき説明）
渡辺委員	「推進」という言葉のある②がいいのではないか。
木村委員	サブタイトルみたいなものを入れたらどうか。
	「行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～」のように、愛称のようなものとしてもよい。
関口委員	「推進」の②がいいのではないか。進化系の条例にも合う。
児嶋委員長	それでは、②の「行田市障がい者差別解消推進条例」として、サブタイトル「～共生社会づくり条例～」を付けることで

	よろしいか。
委員	(はい)
	議事（3）今後のスケジュール及び市民意見募集について
事務局	(資料6に基づき説明)
児嶋委員長	事務局にて修正後、資料では委員・委員長確認を経て市民意見募集（パブリックコメント）とされているが、改めて8月下旬に第5回検討委員会を開催して、確認した上で、市民意見募集（パブリックコメント）へと向かっていきたい。
関口委員	その際、逐条解説などの案も用意してほしい。
事務局	条例（案）がまとまらない段階では、逐条解説などの作成は難しい。
木村委員	整理の方向性については示すべき。また、周知広報の方法なども、第6回検討委員会以降で引き続き議論してほしい。
児嶋委員長	逐条解説などの検討については、条例（案）がまとめた議会上程後、施行までの半年をかけて行うこととしたい。ただ、逐条解説などの方向性も含めて、今後のスケジュールについて、新しいものを提示していただきたい。
渡辺委員	資料4の支援協議会の構成メンバーも考えてもらえば。
児嶋委員長	本日の検討委員会における議事は以上となる。

	<p>事務局に進行をお返しする。</p>
事務局	<p>長時間にわたる慎重審議に感謝申し上げる。</p> <p>条例素案について、何か気づいた点があれば、市福祉課へ電話、FAX、メールなどでご連絡いただきたい。</p>
～午後4時6分 閉会～	